

奈良県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出事項の異動の届出について、奈良県社会福祉政治連盟から訂正の届出があつたので、平成二十五年七月奈良県選挙管理委員会告示第四十二号（政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

表中「生駒市本町二―一四―八」を「生駒市元町二―一四―八」に改める。